

6.中間基金等変動計算書

平成19年度中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

	基金等														基金等合計	
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金										剰余金合計		
				損失てん補準備金	その他剰余金											
					基金償却準備金	価格変動積立金	退職給与積立金	社会厚生事業増進積立金	不動産圧縮積立金	特別準備金	別途積立金	中間未処分剰余金				
直前事業年度末残高	120,000	290,000	452	5,959	40,000	15,264	1,944	477	19,950	2,000	85	214,642	300,322	710,775		
中間会計期間中の変動額																
社員配当準備金の積立												△177,228	△177,228	△177,228		
損失てん補準備金の積立				538								△538	—	—		
基金償却積立金の積立		60,000												60,000		
基金利息の支払												△1,825	△1,825	△1,825		
中間純剰余												90,684	90,684	90,684		
基金の償却	△60,000													△60,000		
基金償却準備金の積立					35,000							△35,000	—	—		
基金償却準備金の取崩					△60,000								△60,000	△60,000		
退職給与積立金の積立							261					△261	—	—		
退職給与積立金の取崩							△6					6	—	—		
社会厚生事業増進積立金の積立								600				△600	—	—		
社会厚生事業増進積立金の取崩								△387				387	—	—		
不動産圧縮積立金の積立									49			△49	—	—		
不動産圧縮積立金の取崩									△861			861	—	—		
土地再評価差額金の取崩												2,641	2,641	2,641		
基金等以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）																
中間会計期間中の変動額合計	△60,000	60,000	—	538	△25,000	—	254	212	△811	—	—	△120,922	△145,728	△145,728		
中間会計期間末残高	60,000	350,000	452	6,497	15,000	15,264	2,199	689	19,138	2,000	85	93,719	154,594	565,047		

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
直前事業年度末残高	2,115,313	1	90,691	2,206,005	2,916,780
中間会計期間中の変動額					
社員配当準備金の積立					△177,228
損失てん補準備金の積立					—
基金償却積立金の積立					60,000
基金利息の支払					△1,825
中間純剰余					90,684
基金の償却					△60,000
基金償却準備金の積立					—
基金償却準備金の取崩					△60,000
退職給与積立金の積立					—
退職給与積立金の取崩					—
社会厚生事業増進積立金の積立					—
社会厚生事業増進積立金の取崩					—
不動産圧縮積立金の積立					—
不動産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					2,641
基金等以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△224,525	2	△2,646	△227,168	△227,168
中間会計期間中の変動額合計	△224,525	2	△2,646	△227,168	△372,897
中間会計期間末残高	1,890,787	3	88,045	1,978,836	2,543,883

平成20年度中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

（単位：百万円）

	基金等														基金等合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失てん補準備金	剰余金								剰余金合計		
					その他剰余金										
					基金償却準備金	価格変動積立金	退職給与積立金	社会厚生事業増進積立金	不動産圧縮積立金	特別準備金	別途積立金	中間未処分剰余金			
直前事業年度末残高	60,000	350,000	452	6,497	15,000	15,264	2,113	497	19,138	2,000	85	171,051	231,648	642,101	
中間会計期間中の変動額															
社員配当準備金の積立て												△139,107	△139,107	△139,107	
損失てん補準備金の積立て				421								△421	—	—	
基金利息の支払												△1,049	△1,049	△1,049	
中間純剰余												74,262	74,262	74,262	
基金償却準備金の積立て					15,000							△15,000	—	—	
価格変動積立金の積立て						14,500						△14,500	—	—	
退職給与積立金の取崩							△484					484	—	—	
社会厚生事業増進積立金の積立て								600				△600	—	—	
社会厚生事業増進積立金の取崩								△383				383	—	—	
不動産圧縮積立金の積立て									1,298			△1,298	—	—	
不動産圧縮積立金の取崩									△439			439	—	—	
土地再評価差額金の取崩												795	795	795	
基金等以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）															
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	421	15,000	14,500	△484	216	858	—	—	△95,610	△65,098	△65,098	
中間会計期間末残高	60,000	350,000	452	6,918	30,000	29,764	1,629	714	19,997	2,000	85	75,441	166,550	577,002	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
直前事業年度末残高	1,131,732	11	83,350	1,215,094	1,857,195
中間会計期間中の変動額					
社員配当準備金の積立て					△139,107
損失てん補準備金の積立て					—
基金利息の支払					△1,049
中間純剰余					74,262
基金償却準備金の積立て					—
価格変動積立金の積立て					—
退職給与積立金の取崩					—
社会厚生事業増進積立金の積立て					—
社会厚生事業増進積立金の取崩					—
不動産圧縮積立金の積立て					—
不動産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					795
基金等以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△186,062	△5	△694	△186,762	△186,762
中間会計期間中の変動額合計	△186,062	△5	△694	△186,762	△251,861
中間会計期間末残高	945,669	5	82,656	1,028,331	1,605,334

平成19年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	基金等													基金等合計
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金									剰余金合計	
				損失てん補準備金	その他剰余金							剰余金合計		
					基金償却準備金	価格変動積立金	退職給与積立金	社会厚生事業増進積立金	不動産圧縮積立金	特別準備金	別途積立金			
前事業年度末残高	120,000	290,000	452	5,959	40,000	15,264	1,944	477	19,950	2,000	85	214,642	300,322	710,775
当事業年度変動額														
社員配当準備金の積立て												△177,228	△177,228	△177,228
損失てん補準備金の積立て				538								△538	-	-
基金償却積立金の積立て		60,000												60,000
基金利息の支払												△1,825	△1,825	△1,825
当期純剰余												163,182	163,182	163,182
基金の償却	△60,000													△60,000
基金償却準備金の積立て					35,000							△35,000	-	-
基金償却準備金の取崩					△60,000								△60,000	△60,000
退職給与積立金の積立て							261					△261	-	-
退職給与積立金の取崩							△92					92	-	-
社会厚生事業増進積立金の積立て								600				△600	-	-
社会厚生事業増進積立金の取崩								△579				579	-	-
不動産圧縮積立金の積立て									49			△49	-	-
不動産圧縮積立金の取崩									△861			861	-	-
土地再評価差額金の取崩												7,197	7,197	7,197
基金等以外の項目の当事業年度変動額（純額）														
当事業年度変動額合計	△60,000	60,000	-	538	△25,000	-	169	20	△811	-	-	△43,590	△68,674	△68,674
当事業年度末残高	60,000	350,000	452	6,497	15,000	15,264	2,113	497	19,138	2,000	85	171,051	231,648	642,101

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
前事業年度末残高	2,115,313	1	90,691	2,206,005	2,916,780
当事業年度変動額					
社員配当準備金の積立て					△177,228
損失てん補準備金の積立て					-
基金償却積立金の積立て					60,000
基金利息の支払					△1,825
当期純剰余					163,182
基金の償却					△60,000
基金償却準備金の積立て					-
基金償却準備金の取崩					△60,000
退職給与積立金の積立て					-
退職給与積立金の取崩					-
社会厚生事業増進積立金の積立て					-
社会厚生事業増進積立金の取崩					-
不動産圧縮積立金の積立て					-
不動産圧縮積立金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					7,197
基金等以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△983,580	10	△7,340	△990,910	△990,910
当事業年度変動額合計	△983,580	10	△7,340	△990,910	△1,059,584
当事業年度末残高	1,131,732	11	83,350	1,215,094	1,857,195

注記事項
(中間貸借対照表関係)

平成20年度中間会計期間末

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については9月中の市場価格等の平均、それ以外については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

・建物以外

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

平成20年度中間会計期間末

(5) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当社は平成19年度の報酬委員会において、平成20年6月30日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議し、制度廃止日以降在任役員に係る繰入を実施しておりません。

④ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(8) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。

(9) リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(10) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成19年6月15日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

平成20年度中間会計期間末

(11) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

(12) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を、前年度から3年間にわたり追加して積み立てることとしたもの438,033百万円が含まれております。このうち当中間期に積み立てた額は59,368百万円であり、当中間期末における積立所要額の73.5%まで積み立てております。

(13) 税効果会計に関する事項

中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、1,627,853百万円であります。

3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、30,175百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は1,730百万円、延滞債権額は2,837百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額50百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は25,606百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、654,738百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

5. 中間貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

平成 20 年 度 中 間 会 計 期 間 末

6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	373,787百万円
前年度剰余金よりの繰入額	139,107百万円
当中間期社員配当金支払額	93,105百万円
利息による増加等	611百万円
当中間期末現在高	420,400百万円

7. 子会社等の株式等は、155,611百万円であります。

8. 担保に供されている資産の額は、有価証券10,166百万円であります。

9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は106百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は947百万円であります。

10. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、8,983百万円であります。

11. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円を含んでおります。

12. その他負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金308,366百万円を含んでおります。

13. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は52,664百万円であります。

なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

注記事項
(中間損益計算書関係)

平成20年度中間会計期間

1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券9,957百万円、株式等5,622百万円、外国証券1,370百万円であります。有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券3,165百万円、株式等135百万円、外国証券15,682百万円であります。有価証券評価損の主な内訳は、株式等17,115百万円、外国証券3,972百万円であります。
2. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は22百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は311百万円であります。
3. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	532百万円
有価証券利息・配当金	162,236百万円
貸付金利息	61,949百万円
不動産賃貸料	20,438百万円
その他利息配当金	4,708百万円
計	249,864百万円

4. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失(百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	3件	176	390	566
遊休不動産等	31件	787	859	1,646
合 計	34件	963	1,249	2,212

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを2.82%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。